

令和3年度調達等合理化計画 自己評価

No.1

計画内容

○一者応札の見直し

一者応札について、令和2年度は令和元年度と比較し、契約件数、金額ともに減少しているが、引き続き以下の取組を実施することにより、競争性、透明性の確保に努める。

- ① 仕様書についての幅広い意見の聴取
- ② 公告期間及び業務等準備期間の十分な確保
- ③ 入札説明書受領業者のうち入札不参加であった業者への聞き取り
- ④ 公平性を保ったうえでの受注可能業者の調査
- ⑤ 発注見通しの早期発信

評価指標

【複数者応札への移行件数】

複数者応札移行件数 3件

自己評価

○実施した取組内容及びその効果

前回契約が一者応札となった案件については、入札不参加であった業者への聞き取り結果を踏まえ、公平性に配慮したうえで業者への積極的な声掛けを行うとともに、受注可能業者を調査し、仕様等に関して幅広く意見を聴取するなどの取組を行った。

また、入札手続きや履行開始日までの準備等を円滑に実施できるよう、当該年度における発注の見通しを当機構ホームページで情報発信するとともに、公告期間及び業務等準備期間を十分に確保した。

以上により、3件において一者応札から複数者応札へ移行することができた。

一方で、地方教育施設を中心に、契約更新の集中や、施設の立地条件、燃料価格の高騰等を背景として、一者応札の件数は令和2年度と比較して、11件増加した。

○目標の達成状況

計画した取組内容は着実に実施されており、新たに取り組んだホームページでの発注見通しの情報発信も含めて、競争性、透明性の確保について、効果、成果があったものと考える。

○実施において明らかになった課題と今後の対応方針

地方教育施設における契約について、施設の立地条件や、燃料価格の高騰等を背景として、地域的に参加業者が限定的な状況であっても、新規開拓のための市場調査と積極的な声掛けや情報発信を徹底することが重要であるため、本取組を継続的に行う。

備 考

令和3年度調達等合理化計画 自己評価

No.2

計画内容

○随意契約に関する内部統制の確立

競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、調達内容を十分把握し、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性を確認のうえ、事前に契約事務の執行に携わらない監査室により内部審査を受けるとともに、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会において事後点検を実施する。

評価指標

【検討・実施結果】

随意契約を行おうとする全案件において、随意契約ができる具体的なケースに照らし、事前の監査室の内部審査と、契約監視委員会の事後点検により、公正性、透明性を確保した合理的な調達を実施した。

自己評価

○実施した取組内容及びその効果

新たに随意契約を締結する案件を含め、全随意契約の案件において、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日総務省行政管理局)に基づき、随意契約理由を会計規程等により明確化したうえで、監査室による内部審査を受けることで、公正性、透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。

○目標の達成状況

監査室により内部審査体制の確立及び事前審査を実施するとともに、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会により事後点検及び見直しを実施し、公正性、透明性を確保した。

○実施において明らかになった課題と今後の対応方針

今後も、調達内容を十分把握し、前記取組を徹底する。

備 考

令和3年度調達等合理化計画 自己評価

No.3

計画内容

○不祥事の発生の未然防止のための取組

契約業務について、会計検査院等が指摘した不適切事例の把握に努め、具体例をもとにした研修の実施や内部監査結果のフィードバックなど、組織全体で共有を図ることにより、内部統制の体制強化に取り組むこととする。

評価指標

【検討・実施結果】

全国各施設の次長を対象としたブロック別会計事務協議会及び総務・管理系職員実務研修において、会計検査院等が指摘した不適切事例を交えて留意事項を周知徹底とともに、内部監査結果についても組織内で共有を図ることで、内部統制の体制強化及び契約業務の適正化を図っている。

自己評価

○実施した取組内容及びその効果

1. ブロック別会計事務協議会

全国各施設の次長を対象に、契約責任者としての役割など遺漏があつてはならない基本的事項に加え、履行確認の重要性について、会計検査院の指摘その他事例を具体的に示して周知徹底を図った。

2. 総務・管理系職員実務研修

総務・管理系業務を担う実務担当者向けの研修において、履行確認や仕様書策定時の留意点等、実務者レベルの内容について、会計検査院の指摘事例を具体的に示して周知徹底を図った。

3. 機構会議

全国各施設の所長が参加する機構会議において、内部監査における不適切事例を共有することで、適切な契約事務の履行について周知徹底を図った。

○目標の達成状況

前記取組の実施により、内部統制の体制強化及び契約事務の適正化を図った。

○実施において明らかになった課題と今後の対応方針

当機構は全国に教育施設が所在しているため、各施設の契約に係る責任者や実務担当者が参考する場において、注意喚起を図ることが、内部統制上重要であることから、本取組を継続的に行う。

備 考